

第4章 悪臭の現況と対策

第1節 悪臭の現況

悪臭は、不快な臭いとして、もっぱら感覚的な被害を与えることにより生活環境を損なうものである。また、嗅覚には他の感覚と比べ順応性が高いという特殊性があり、悪臭による被害感には個人差や地域差が顕著に認められる。このことから、悪臭に関する苦情の件数は、悪臭による被害の状況を把握するための最も基本的な指標となっている。

平成6年度の悪臭に係る苦情件数は56件であり、苦情内容は、製造業やサービス業、畜産業に起因するものが多い傾向にある。

表2-4-1 悪臭に係る発生源別苦情件数

発生源	畜産業	製造業				卸売・小売業 飲食店	サービス業	その他	合計
		食品製造業	繊維工業	その他の製造業	小計				
件数	2 (3)	4 (7)	5 (9)	12 (22)	21 (38)	5 (9)	13 (23)	15 (27)	56 (100)

(注) () 内は%を示す。

(資料：環境保全課)

第2節 悪臭防止対策

1 法律による規制

知事は、悪臭防止法に基づき、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域、その他の地域を、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域として指定し、悪臭物質の規制基準を定めている。

第2部 環境の現況と対策

本県では、おおむね5年ごとに規制地域の見直しを行っており、平成6年度末現在、表2-4-2に示す7市12町1村について規制地域を指定している。

表2-4-2 悪臭防止法に基づく規制地域

福井市・敦賀市・武生市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・松岡町・三国町・芦原町・金津町・丸岡町・春江町・坂井町・今立町・朝日町・宮崎村・織田町・美浜町・高浜町の各一部

また、平成6年度末現在、悪臭物質はアンモニアや硫化水素など22物質が指定されており、地域の実状に応じて、A区域(住居地域、商業地域等)、B区域(準工業地域、工業地域等)の区分ごとに規制基準が設定されている。(資料編表5-11)

なお、工場・事業場の立入、行政指導等の規制事務は、悪臭問題は騒音や振動と同様発生源の周辺に限られ、極めて地域性が高いことから、市町村長に委任されている。

2 条例による規制

県公害防止条例では、悪臭に係る特定施設(一定規模以上の鶏、牛、豚の飼育施設、けいふんの乾燥施設、死亡獣畜を取り扱う施設、化製場)を定め、当該特定施設を設置する者に、施設の構造、使用方法等を市町村長に届け出ることを義務付けるとともに、工場等の周辺の人々の多数が著しい不快を感じないように悪臭を防止することとしている。

この条例に基づく特定施設を設置する工場等および特定施設の平成7年3月31日現在の総数は249事業場、666施設である。(資料編表5-12)

3 畜産環境保全対策

(1) 現況

家畜飼養の現況は、飼養戸数、頭羽数とも年々減少の傾向にあるが、一戸当たりの飼養頭羽数は増加し、多頭羽化が進んできている。(資料編表5-13)

一般に家畜から排出されるふん尿は一定の処理を行い堆肥化することで、地力の維持、増強だけでなく、農作物の品質向上を図る上でも利用価値の高い資源になることから、従来は畜産経営の中で土壌還元されていた。

近年、規模拡大によって、完熟していない堆肥の土壌散布や、還元面積の不足など、経営体の中だけではふん尿を処理できない状態になっている。そのため、畜産農家と耕種農家が連携して処理施設を設置して、良質堆肥の生産に努めている。

(2) 環境保全対策

悪臭問題を始めとする畜産経営に起因する環境問題を解決するためには、それぞれの畜産経営に合った家畜ふん尿の処理方法を考え、適正な処理を施し、耕種農家との連携を強化して家畜ふん尿の土壌還元の体系を確立する必要がある。

このことから、関係機関が連携をとりながら指導体制の強化を図っている。特に農業改良普及センターや家畜保健衛生所では、定期的に巡回指導を行い、家畜ふん尿の処理技術の指導や耕種農家との連携の強化、ハエや蚊等の衛生害虫の発生防止に取り組んでいる。畜産試験場では家畜ふん尿の堆肥化処理によって発生する悪臭を低減することを目的として、家畜ふん尿無臭化還元技術確立事業を実施し、平成4年から5年にかけて、簡易で安価な消臭装置を開発した。また、平成6年から7年にかけては、家畜ふん尿に対して無臭化、堆肥化促進効果があると言われている市販の資材について野外試験を行い、その効果を調査している。

また、このような指導を通じ、環境保全上、問題が残る畜産農家に対しては、ふん尿の処理施設整備に関する事業を表2-4-3のとおり実施しており、家畜ふん尿の有効利用と環境保全に努めている。

表2-4-3 畜産経営環境保全関連事業

① 畜産経営環境保全集落群育成事業

(単位：千円)

市町村名	実 施 年 度	事業費	補助金 (国+県)	規 模	事業主体
美浜町	50	6,990	3,450	共同作業機 他	美浜町廐肥組合
大野市	50~51	31,369	15,684	堆肥舎2棟 共同作業機 他	大野市有機農業 生産組合
今立町	51	14,406	7,162	堆肥舎3棟 共同作業機 他	今立町養豚組合
三国町	51~52	72,260	36,129	発酵処理舎1棟 共同作業機 他	三国町活性堆肥 生産組合
丹生郡	52~53	44,070	22,035	堆肥舎5棟 共同作業機 他	丹生南部有機 農業生産組合

(資料：畜産課)

② 畜産複合地域環境対策事業

(単位：千円)

市町村名	実 施 年 度	事業費	補助金 (国+県)	規 模	事業主体
福井市	54	20,170	10,354	堆肥舎2棟 共同作業機 他	福井市南部 畜産会
敦賀市	54~55	45,800	22,899	堆肥舎3棟 共同作業機 他	敦賀市有機農業 生産組合
福井市	55	29,427	14,713	堆肥舎3棟 共同作業機 他	福井市東部有機 生産組合
武生市	58	41,380	20,689	堆肥舎3棟 共同作業機 他	武生市白山 有機生産組合
丸岡町	59	13,540	6,750	堆肥舎2棟 共同作業機 他	長畝有機 生産組合
春江町	60	57,900	26,550	堆肥舎1棟 発酵プラント1式 他	春江町有機堆肥 生産組合

(資料：畜産課)

③ 公社営畜産基地建設事業

昭和58年～昭和62年
昭和62年～平成6年
平成4年～

嶺南地区
福井・丹南地区
奥越地区

④ 農業構造改善事業

(単位：千円)

市町村名	実年 施 度	事業費	補助金 (国+県)	規 模	事業主体
美浜町	4	24,570	14,742	堆肥舎1棟 共同作業機 他	美浜町肉牛 堆肥生産組合
美浜町	4	96,000	57,600	堆肥舎2棟 共同作業機 他	美浜町有機 肥料生産組合
美浜町	4	27,314	16,388	初穀粉碎、膨軟 化処理施設1棟	若狭美浜町 農業協同組合
福井市	5	26,300	15,780	堆肥舎 1棟 共同作業機 他	福井市南部 農業協同組合

(資料：畜産課)

⑤ 堆きゅう肥利用促進対策事業

(単位：千円)

市町村名	実年 施 度	事業費	補助金 (県)	規 模	事業主体
坂井町	5	10,697	3,500	堆肥舎1棟 堆肥切り返し機	上兵庫 堆肥組合
武生市	6	11,639	3,500	堆肥舎1棟 堆肥切り返し機	岩内 堆肥組合
三国町	6	10,300	3,433	堆肥舎1棟	三国町堆肥 生産組合

(資料：畜産課)